

11月は「仕事と生活の調和推進月間」です!

滋賀県では、事業者、労働者、NPO、行政など関係者が一体となって仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)の推進等に取り組むため、「仕事と生活の調和・女性活躍推進会議しが」を設置し、職場や地域での実践、社会的気運の醸成等に取り組んでおり、11月を「仕事と生活の調和推進月間」と定め、県民一人ひとりがライフスタイルや職場環境を見直すことにつながる広報・啓発活動を集中的に実施しています。

仕事、家庭生活、健康・休養、地域生活、自己啓発、趣味など人生において大切にしている様々なことを、希望するバランスで、生活の中で展開できるよう、皆さんも自らのワーク・ライフ・バランスのあり方を考えてみませんか。



イラスト タカノキョウコ

女性の就労サポート

総合受付:0748-36-1831

滋賀マザーズジョブステーション・近江八幡(当センター内)



イラスト タカノキョウコ

- ★マザーズ就労支援相談コーナー・・・0748-36-1831
＜キャリアカウンセラーによる就労相談、保育情報の提供、各種講座の開催など＞
- ★母子家庭等就業・自立支援センター 0748-37-5088
＜ひとり親の方への再就職、転職、訓練、講習会など就業に関する相談や情報提供＞
- ★ハローワークマザーズコーナー・・・0748-37-3882
＜職業相談、職業紹介＞



☆長浜出張相談を実施しています。

毎週月曜日 10:00~15:00(長浜市北船町3番24号 えきまちテラス長浜2階 LOCO Living)
詳しくは総合受付(0749-53-4480)へお問い合わせください。

☆JR草津駅前にも相談窓口があります。

滋賀マザーズジョブステーション・草津駅前

総合受付:077-598-1480 草津市大路1-1-1 エルティ932 ガーデンシティ草津 3階
※休所日 土曜日・日曜日・祝日・年末年始



女性に対する暴力をなくす運動

国(内閣府)では毎年11月12日~11月25日を「女性に対する暴力をなくす運動」の期間として自治体と連携して周知啓発に取り組んでいます。

暴力は、その対象の性別や加害者・被害者の間柄を問わず、決して許されるものではありません。特に、配偶者等からの暴力、性犯罪・性暴力、ストーカー行為、売買春、人身取引、セクシュアルハラスメント等女性に対する暴力は、女性の人権を著しく侵害するものであり、男女共同参画社会を形成していく上で克服すべき重要な課題です。(令和4年度「女性に対する暴力をなくす運動」実施要綱より)

この運動をきっかけに、女性に対する暴力について考え、暴力のない社会づくりをすすめましょう。



◆滋賀県ではデートDV防止啓発冊子を作成し、HPに掲載しています。デートDVについて考えるきっかけにぜひご活用ください。



在宅ワークミニセミナー&交流会

参加費無料
eラーニングつき

パソコンやインターネットを使って主に自宅で仕事をする働き方「在宅ワーク」のポイントを学ぶミニセミナーと、参加者同士が気軽に自由に対話ができる交流会です。在宅ワークをこれから始めたい人も参加できます。また、自宅から受講できるオンライン参加も可能です。

会場開催

日時:2022年11/10(木)
10:00~13:00

会場:草津市市民交流プラザ
大会議室

託児:11月2日(水)までに
事前予約してください

オンライン開催

日時:2022年11/21(月)
10:00~13:00

※Zoomを使用いたします

内容

- ・在宅ワークミニセミナー
10:00~11:00
- ・交流会
11:00~13:00



【お申込み・お問い合わせ先】

株式会社キャリア・ママ
滋賀県女性の多様な働き方普及業務委託事務局
TEL:042-389-0220(受付時間 9:00~17:00 土日祝日除く)
FAX:042-389-0230

【主催】滋賀県 【後援】草津市、仕事と生活の調和・女性活躍推進会議しが

WEBページからも
申込可能です!

